

豊岡市市民憲章等検討委員会設置要綱

平成20年5月16日豊岡市告示第129号

(設置)

第1条 市民憲章並びに市の木、市の花及び市の魚介（以下「市民憲章等」という。）を検討するため、豊岡市市民憲章等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民憲章の策定に関すること。
- (2) 市の木、市の花及び市の魚介の選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民憲章等に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、委員会の事務を遂行するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する事務を終了した日限り、その効力を失う。